|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部  　循環型社会推進室 | ダイヤルイン電話の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和４年３月31日に遡る形で行われていた。  契約名称：ダイヤルイン電話の経費支出  １　契約期間：令和３年４月１日から令和４年３月31日  ２　経費支出変更伺書の起案日：令和４年４月26日  ３　経費支出変更伺書の決裁日：令和４年４月26日  ４　支出負担行為変更額：9,392円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項は、会計事務について大阪府財務規則を十分に確認しないまま処理したことが原因で生じたものである。  　会計事務の不備に関し、大阪府財務規則に基づく適正な事務処理の徹底を図るため、関係職員に対し会計事務職場研修資料を用いて研修を実施するとともに、所属内で情報共有を行い、適正な事務処理について再確認を行った。  　今後は、複数人で確認を行うなどチェック体制を強化することにより大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。 |

決裁遅延

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月３日から同月20日まで）